

2025年4月～ 一部リニューアル!

箕輪町若者・子育て世帯定住支援奨励金

〔補助金額〕 基本交付額：30万円 ※条件加算あり

箕輪町で住宅を購入した若者世帯に費用の一部を助成

対象となる建物

いずれも満たしている必要があります

金額：350万円以上の住宅（税込の取得価格）

床面積：50平方メートルを超えるもの（居住部分の床面積）

※1親等から購入した住宅の場合は対象外となります。



対象となる人

新築は着工日、建売・中古は売買契約日時点で①か②のいずれかに該当する世帯

① 夫婦のいずれかが40歳未満の若者世帯

② 中学校を卒業する前のお子さんがいる子育て世帯

上記に該当し、以下のすべてを満たす世帯

- 取得した家に5年以上住む
- 世帯全員が町税等の滞納をしていない
- 過去にこの制度を利用していない

対象となる経費

• 新築は住宅の工事費、土地代

• 建売、中古は住宅の購入費、土地代

※中古は改修費用含む

奨励金額

基本交付額：30万円

以下は対象者のみ加算されます

□ 子育て加算：実績報告時点で18歳以下の同居する子ども1人につき10万円

※妊娠22週以降の場合も1人として加算

□ ひとり親加算：20万円

子育て加算対象者であって、実績報告時点で母子家庭の母親または父子家庭の父親である人

□ 県外転入加算：50万円

新築は着工日、建売・中古は売買契約日時点で、以下のいずれにも該当する世帯

- 世帯全員が県外に居住している世帯または県外から転入して1年以内の世帯
- 転入前5年以上県外に居住していた世帯

□ Uターン加算：10万円

新築は着工日、建売・中古は売買契約日時点で、以下のいずれにも該当する世帯

- 町外から転入する世帯または転入後3年以内の世帯
- 転入前5年以上箕輪町に住んでいない世帯
- 夫、妻のいずれかが箕輪町に住んだことがあり、かつ、2親等以内の親等が箕輪町に居住している世帯

手続きの流れ

① 交付申請（申請書類の提出）

原則、新築は工事着工前、建売・中古は契約から1月以内に書類提出

特別な事情がある場合は、対象要件を満たしている場合は令和6年4月以降の住宅取得に限り、住宅取得から1年以内の申請を対象とします。

※令和6年度に住宅取得された方は、加算金額が変わる可能性があります。

申請前に必ず移住定住推進係までご相談ください。

《提出いただく書類》

- 交付申請書【様式第1号】
- 誓約書兼同意書【様式第2号】
- 世帯全員が記載された住民票の写し
- 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証（床面積がわかるもの）
- 工事請負契約書/売買契約書の写し

《該当者のみ提出いただく書類》

- 母子健康手帳の写し（子育て加算）
（実績報告時に妊娠22週以降となることが見込まれる場合）
- 戸籍謄本（Uターン加算）
- 戸籍附票の全部証明（県外転入加算）

② 町による書類審査、交付金額の決定、申請者への通知



③ 実績報告（実績報告書類の提出）

《提出いただく書類》

- 実績報告書【様式第5号】
- 住民票の写し（対象住宅への転居後の世帯員全員が記載されているもの）
- 登記事項証明書（建物の全部事項証明書）の写し
- 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の写し ※新築及び建売
- 取得した住宅の写真（外観、玄関、リビング、キッチン、トイレ、浴室 各1枚）
- 母子健康手帳（妊娠22週以降を迎えている胎児がいる場合のみ）

④ 町による書類審査、交付金額の確定、申請者への通知



⑤ 奨励金の請求（請求書【様式第6号】の提出）

交付金額の確定及び申請者への通知後、請求書を提出してください。

⑥ 町から補助金の支払い

申請内容や加算項目が変更となる場合

以下のいずれかに該当した場合は、変更申請書【様式第3号】の提出が必要となります。
添付する書類が整い次第、速やかに変更のお手続きをお願いします。

※変更契約を行わない軽微な変更は変更申請書の提出は不要です。

- 住宅の取得場所が変更となった場合
- 工事期間が変更となった場合
- 交付決定後に妊娠が分かり、実績報告時に妊娠 22 週以降となることが見込まれる場合

《提出いただく書類》

- 変更交付申請書【様式第3号】

《変更内容に応じて提出いただく書類》

- 変更契約書の写し（取得場所・工事期間変更の場合）
- 母子健康手帳の写し（子育て加算変更の場合）



住宅取得を取りやめた場合

住宅の工事中止や購入を取りやめた場合（住宅を取得しなくなった場合）は、申請取り下げ書【様式第4号】の提出が必要となります。

取りやめが決まり次第、速やかに取下げのお手続きをお願いします。

提出いただく書類

- 交付申請取下げ書【様式第4号】



※奨励金の返還

以下のいずれかに該当するときは、奨励金の**全部または一部を返還していただきます。**

- ・ 交付を受けたときから 5 年以内に住宅を譲渡、交換、貸付、または世帯全員が転居したとき
- ・ その他、町長が返還を相当と認めたとき

補助金に関するQ&A



Q 町に何年以上住む
必要がありますか？

A 5年以上住む必要があります。
5年に満たない場合は、基準に基づき
返還を求めます。

Q 親と共有名義の場合は？

A 若者夫婦世帯の持ち分が
2分の1以上、かつ350万円以上の
負担をしていれば対象となります。

Q 婚約中で結婚前に住宅を
取得をする場合は対象と
なりますか？

A 住宅取得日から1月以内に提出いただく
実績報告時点で婚姻関係が確認できた場
合は対象となります。

Q 町外から子供夫婦が転入し、
増築を予定していますが、
対象となりますか？

A 転入されるお子さん夫婦が施工主となり、
増改築部分の床面積が50㎡以上、
かつ、その費用が350万円以上の場合は
増改築も対象となります。

Q 町の住宅関連支援制度で併用が
できない支援制度はありますか？

A 中古物件取得の場合、空き家改修補助金、空き家片付け補助金との併用はできません。
また、すでに過去に同制度を活用した世帯が対象住宅とは別に新たに住宅を取得した
場合も対象となりません。

Q 工事期間延長によって申請年度内に住宅が完成しない可能性があります、
対象となりますか？

A 対象となるために必要な要件を満たしていることが確認できれば対象となります。
ただし、書類提出の時期等に注意が必要なため、事前に移住定住推進係へご相談ください。



【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課 みのわの魅力発信室 移住定住推進係

電話：0265-79-3153（直通）

0265-79-3111（代表） 内線 1171、1172

Email：miryoku@town.minowa.lg.jp